

内管漏えい検査 委託の手引き

令和3年3月31日
にかほガス株式会社

目次

I. はじめに	・・・・・・・・・・	P. 1
II. 委託要件の基本的事項	・・・・・・・・・・	P. 1
III. 手引きの開示	・・・・・・・・・・	P. 4
別表（別表第1）受託参加申請書		

I. はじめに

本手引きは、にかほガス㈱（以下「当社」といいます。）が都市ガス事業における開栓時及び定期漏えい調査（以下「内管漏えい検査」といいます。）の保安水準及び業務の継続性を確保するための委託要件を示します。

委託要件に必要な業務の内容及び、その他必要となる事項を定め、安全で円滑に業務を行い保安の確保や継続的な業務を行うことができる事業者の選定に資することを目的とします。

II. 委託要件の基本的事項

（１）前提

- ・当社は、内管漏えい検査で外部委託している範囲について、保安水準の確保等をするため委託要件を定め、委託先はその要件を遵守してください。
- ・内管漏えい検査とは、法定業務である「定期漏えい検査」、および自主保安業務である「開栓時漏えい確認」のことをいいます。
- ・当社は、「手引き」作成にあたり保安水準を確保するため、当社の自主的な保安の取り組みについて必要な要件を定め、自主保安の取り組みを委託先が実施します。
- ・「定期漏えい検査」は、法定業務として厳格性が要求されることから、適切な業務遂行により保安水準を確保し、法定満期を遵守するために継続的に体制を確保できること、効率的な運用ができること等が必要であり、その特性に応じた要件を定めます。

（２）基本要件

１）認定要件

- ・取引上生じる債務の保全に十分な担保能力を有すること。
- ・継続的に委託業務を実施するに足る事業基盤を有すること。
- ・「内管検査員」資格を有する要員を一定数（２名）以上確保しており、業務に従事させること。
- ・内管漏えい検査業務に必要な装備毎に一定数（１台）以上保有しており、業務に利用できること。
- ・当社の供給区域内での内管漏えい検査業務に支障をきたさない地域に事業所を有すること。

２）欠格要件

- ・破産手続き開始の決定を受け復権を得ない者。
- ・委託の認定を取り消されてから２年を経過していない者。
- ・反社会的勢力若しくは反社会的勢力と非難されるべき関係がある者。
- ・その他当社が別途定める要件に該当する者。

３）保安水準の確保

- ・当社は、委託先が保安水準を確保するための体制を継続的に確保できることを確認します。
- ・当社は、内管漏えい検査の抜き取り検査を行い、検査結果を委託先代表者へフィードバックする。
- ・委託先は、保安水準を確保するための体制表を当社に提出すること。変更が必要な場合は

速やかにその内容を提出すること。

- ・委託先は、当社が定めた自主保安業務を実施すること。
- ・委託先は、当社が定めた保安品質、CS等の教育に参加協力すること。
- ・委託先は、当社が実施する内管漏えい検査結果の確認の際、立会いをすること。また、確認結果の指摘・改善事項に対して、真摯に対応するよう努めること。
- ・委託先の代表者は、その受託する業務について、検査員へ保安に関する指示を行い、当社が実施する保安教育等へ業務従事者を参加させることなど、保安意識をもって管理を行うこと。
- ・委託先の代表者は、当社が実施する内管漏えい検査結果のフィードバックを受けた場合、その結果に基づき検査員に指導等を行うこと。

4) 自主保安業務の実施

- ・当社が定める自主保安業務を委託先が内管漏えい検査と併せて以下の業務を実施することは、保安水準の観点から重要であり、当社はその要件を定めます。
- ① 露出部の外観検査
 - ② 未使用ガス栓へのゴムキャップの取付け
 - ③ ガス警報器設置有無の確認及び需要家に対し設置の促進
 - ④ お客様に対する点検結果のお知らせの説明

5) 委託の取り消し等

- ・当社は、委託先の業務遂行体制・能力等が保安水準の確保に適應しないと判断した場合、委託先に不正または不信な行為が認められた場合、委託先に対しその理由を明示して委託業務の範囲を制限・停止できるものとします。
- ・当社は、委託先が契約期間中に体制を確保できず、継続的に受託できなくなった場合、当該委託先に代わる担い手が見つかるまでの労務・費用等を当該委託先に求めることができます。
- ・検査員の資格保有者に不正または不信な行為が認められた場合、当社は委託先の代表者を通じて検査員に対しその理由を明示し、資格停止または取り消しできるものとします。

(3) 定期漏えい検査の要件

1) 対象範囲

- ・対象となる業務は以下のとおりです。
- ① 灯外内管の外観検査及び漏えい検査
 - ② 灯内内管の外観検査及び漏えい検査
 - ③ その他委託業務に関する指示事項

2) 必要資格

- ・定期漏えい検査に従事する検査員は、「一般社団法人日本ガス協会 内管検査員」資格を有していること。

3) 業務実績

- ・委託先は、定期漏えい検査または開栓時漏えい確認の実績（ともにLPG除く）が、適正な期間（4年）以上あること。
- ・検査員は、定期漏えい検査または開栓時漏えい確認の実績（ともにLPG除く）が、3ヶ月以上または内管検査員の資格を有する者に1ヶ月以上同行して業務の現場教育を受けていること。

4) 関与・統制、信頼性

委託先は、以下のどちらかの要件を満たしていること。

- ・当社と長期的な取引があること。
- ・当社と関与・統制、信頼性を確保するための契約を締結し、法定周期を遵守すること。

5) 継続的な体制確保

- ・委託先は、業務体制、検査員の要員計画を定期的に報告すること。
- ・委託先は、継続的に受託できなくなった場合、自らに代わる担い手が見つかるまでの労務費用等を負担すること。

6) 効率的な運用

- ・当社は、面的などによる確実かつ効率的な周期管理、検査巡回を行います。
- ・委託先は、当社が運用している面的などによる確実かつ効率的な運用を遵守すること。
- ・委託先は、お客様の開閉状況に関わらず、委託契約期間中は、当社の定めた方法により法定周期を管理すること。

(4) 開栓時漏えい検査の要件

1) 対象範囲

①訪問及びお客様の確認

- ・該当するお客様（本人又は代理人）であることを確認し、開栓の立会いによって、保安上の周知を確実に行います。

②灯外内管の漏えい検査

- ・灯外内管の漏えい有無等の確認を行い、ガス漏れに起因する事故を防止します。

③灯内内管の漏えい検査

- ・灯内内管の漏えい有無等の確認を行い、屋内でのガス漏れに起因する事故を防止します。

④ガスメーター状況の確認

- ・適正なガスメーターが設置されているか確認を行います。
- ・マイコンメーターの起動操作を行い、ガスを使用できる状態にするとともに、立会者にマイコンメーター機能説明と復帰方法等を説明し、マイコンメーターの正しい理解とトラブル防止を図ります。

⑤点火試験

- ・ガスの置換と供給状態を確認し、安全使用が可能な状態にします。

2) 必要資格

- ・開栓業務に従事する検査員は、「一般社団法人日本ガス協会 内管検査員」資格を有していること。

3) 業務実績

- ・委託先は、開栓時漏えい確認または内管保安・工事の実績が適正な期間（概ね1年）以上であること。
- ・検査員は、定期漏えい検査または内管漏えい確認の実績が、3ヶ月以上または「内管検査員」の資格を有する者に1ヶ月以上同行して、業務に現場教育を受けた場合や内管検査員の業務実績に代わる講習を受講していること。

4) 体制確保

- ・委託先は、開閉栓の繁忙期（引越しの多い時期）においても、対応できる体制を確保すること。

- ・委託先は、長期休暇（ゴールデンウィーク、お盆、年末年始など）においても、一定の業務体制を確保すること。

（５）その他

１）特殊なガス設備が設置されている建物等の内管漏えい検査

- ・委託先は、内管図面により配管系統を確認し、検査範囲を適切に把握できること。
- ・委託先は、定期漏えい検査時に特殊設備（ガス遮断装置など）の作動確認ができること。
- ・委託先は、内管工事・維持管理の実績があること。

２）受託するための手順・手続き

①受託相談

- ・当社は、受託希望者から相談窓口を確認・相談があった場合は、委託先選定期間や委託要件、委託手続きに関して説明します。

②受託申請手続き

- ・受託希望者は、受託参加申請書（様式 1）に必要事項を記載し、当社が指定する窓口に提出してください。

③申請書類確認

- ・当社は、受託希望者から提出された受託参加申請書（様式 1）の内容をチェックし、委託要件を満たしているか確認します。

【申請・相談窓口】

にかほガス株式会社 供給工事部

TEL：0184-74-7870

FAX：0184-74-7871

④委託先選定

- ・当社は、保安水準の確保及び法定周期遵守の観点から受託希望者に対する審査基準を設け、その基準に基づいて審査を行い、委託先を選定します。

【定量的基準】

- ・認定要件、必要資格、業務実績（代替となる講習の受講）、継続的な体制の確保など。

【定性的基準】

- ・保安水準の確保（経営者の保安意識など）、関与・統制、信頼性など。

Ⅲ．手引きの開示

- ・当社は、本書「内管漏えい検査 委託の手引き」や問い合わせ窓口をホームページ等を開示します。
- ・当社は、参入希望の問い合わせに対し、詳細説明を行います。

(様式 1)

受 託 参 加 申 請 書

項 目	内 容
① 商号又は名称	
② 代表者氏名	
③ 設立年月日	
④ 本社所在地	
電話番号	
FAX 番号	
担当部署	
担当者氏名	
⑤ 資本金	
⑥ 総従業員数(内社員数)	
⑦ 総事業所数	
⑧ 業務内容	
⑨ 希望する受託業務	定期漏えい検査 ・ 開栓時漏えい検査
⑩ 必要な資格保有者数 (内社員数)	「一般社団法人日本ガス協会 内管検査員」 名(名)
⑪ 受託に必要な業務実績 ・ 事業所の業務実績 ・ 検査員の業務実績	
⑫ 当社との業務実績	

⑬ 体制の確保について (常用の要員確保、繁忙期や休日に対応する要員の確保等)	
⑭ 欠格要件 ※右記に該当する場合、受託することはできません。	・破産手続き開始を受け復権を得ない者。 ・委託の認定を取り消されてから2年を経過していない者。 ・反社会勢力、もしくは反社会的勢力と非難されるべき関係がある者。 <u>上記のいずれにも該当しない。</u> (該当しない場合は○で囲う)
備 考	

令和 年 月 日

にかほガス株式会社 宛

(申 請 者)

会 社 名

住 所

連 絡 先

令和 3 年 3 月 31 日 制定